

平成24年11月2日

第2434号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（574・都市計画課）……………1
- 道路の供用開始（575・秋田地域振興局建設部）……………1
- 道路区域の変更及び供用開始（576・秋田地域振興局建設部）……………1
- 建設業の許可の取消し（577・由利地域振興局総務企画部）……………2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………2

教育委員会公告

- 社会教育主事の資格の認定（生涯学習課）……………3

公安委員会告示

- 検定合格者審査の実施（101・生活安全企画課）……………3

告 示

秋田県告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、北秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月2日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき図書

北秋田都市計画下水道（北秋田市公共下水道）の変更の総括図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年11月2日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田岩見船岡線	秋田市太平山谷字中山谷210番2から字細越48番9まで

2 供用開始の期日 平成24年11月2日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成24年11月2日から同月15日まで

秋田県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成24年11月2日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	男鹿琴丘線	A	南秋田郡大潟村字方口140番8地内	20.00	0.063
	新	男鹿琴丘線	A	南秋田郡大潟村字方口140番8地内	20.00	0.063
			B	〃	5.50～8.50	0.084

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 供用開始の期日 平成24年11月2日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年11月2日から同月15日まで

秋田県告示第577号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年10月23日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社池田内装
由利本荘市薬師堂字堤下41番地48
代表取締役 池 田 正 治
秋田県知事許可（般-21）第10820号
- 3 処分の内容
内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年10月19日付けで内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ITサポートあきた
- 3 代表者の氏名
佐 藤 文 枝
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県北秋田市鷹巣字東上綱27番地2号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、誰もがコンピューターやインターネット等の情報通信技術を学び合い、あらゆる世代の人々と共に手を携えて、生きがい、社会福祉、まちづくり等の実践や働きたい人への能力開発、シニアの生きがいづくりや仲間づくりに寄与するとともに、情報化社会の活性化や成熟化に貢献し、豊かで充実した地域社会の実現を目指す。
- 6 定款の変更内容

- (1) 職務
- (2) 総会の権能
- (3) 総会の招集
- (4) 総会の議決
- (5) 理事会の権能
- (6) 理事会の開催
- (7) 理事会の招集及び定足数
- (8) 定款の変更

教 育 委 員 会 公 告

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和35年秋田県教育委員会規則第7号）第3条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月2日

秋田県教育委員会委員長 佐藤 一成

- 1 (1) 現住所 秋田県潟上市天王字天王84
- (2) 氏名 石 黒 俊
- (3) 生年月日 昭和40年2月4日
- (4) 認定年月日 平成24年10月25日
- 2 (1) 現住所 秋田県横手市雄物川町薄井字下宮田123
- (2) 氏名 横 井 朗
- (3) 生年月日 昭和44年5月6日
- (4) 認定年月日 平成24年10月25日

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第101号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定に基づき公示する。

平成24年11月2日

秋田県公安委員会委員長 伊藤 辰郎

- 1 検定合格者審査の種別及び級、日時並びに場所

警備業務の種別及び級	日 時	場 所
空港保安警備業務1級	平成24年12月19日（水） 午後1時30分から午後4時まで	秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
空港保安警備業務2級		
施設警備業務1級		
施設警備業務2級		
交通誘導警備業務1級		
交通誘導警備業務2級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級		
貴重品運搬警備業務2級		

2 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験により判定する。

なお、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

3 定員

30人とする。(先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。この定員は、1の警備業務の種別及び級の審査を受ける者のすべてを合わせた総数とする。)

4 対象者

(1) 秋田県公安委員会が発行した旧検定合格証(検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)の規定により行われた1級又は2級の検定合格証をいう。以下同じ。)の交付を受けている者

(2) 秋田県公安委員会以外の公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所地があるもの又は秋田県内の営業所に所属する警備員

(3) (1)及び(2)とも、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

5 検定合格者審査の内容

検定合格者審査は、次に掲げる学科試験及び実技試験を行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 申請手続

(1) 受付期間

平成24年11月19日(月)から同月22日(木)までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚

ウ 旧検定合格証の写し 1通

エ 秋田県公安委員会以外の公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者にあつては、次のいずれかの書面 1通

(ア) 秋田県内に住所地がある者は、住所地が秋田県内に有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)

(イ) 秋田県外に住所地がある者は、警備業務に従事し、かつ、秋田県内の営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書等)

オ 代理人が提出する場合は、本人の委任状(郵送による申請はできません。)

7 審査申請書等の提出先

(1) 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 秋田県公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所地がなく、かつ、秋田県内の営業所に属しない者にあつては、県内いずれかの警察署

8 手数料

4,700円

審査申請書を提出する際、秋田県収入証紙により納付すること。ただし、審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

9 その他

(1) 検定合格者審査に際しては、旧検定合格証、筆記用具及び運動靴(上履き)を必ず持参すること。

(2) 検定合格者審査は、同時に2以上の種別、級に係る審査を受検することはできない。

(3) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受付を開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受付を受けること。

(4) 検定合格者審査について不明な点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話018-863-1111)に問い合わせること。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)